

28信監第13号
平成29年1月27日

信濃町長 横川 正知 様
信濃町議会議長 小林 幸雄 様

信濃町監査委員 清水 岳美
信濃町監査委員 湊 喜一

平成28年度財政的援助団体等の監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、財政的援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

平成 28 年度財政的援助団体等監査報告書

第 1 監査の目的

地方自治法第 199 条第 7 項の規定及び平成 28 年度監査計画に基づき、信濃町が財政的援助等を行っている事業について、公正で、合理的かつ効率的に執行されているかという観点から、当該財政的援助を受けた団体等に係る出納その他の出納に関連する事務の執行について監査を実施しました。

第 2 対象年度

平成 27 年度執行分

第 3 対象団体及び実施期間

町から財政的援助を受けた団体等の中から、次の基準により 2 団体を選定し、平成 28 年 10 月 24 日及び平成 28 年 12 月 22 日に実施しました。

- (1) 町から資本金等の 4 分の 1 以上の出資又は出捐を受けている団体
- (2) 町から 100 万円以上の補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (3) 町から公の施設の管理を委任されている団体（指定管理者）

監査実施団体

- No. 1 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社(信濃町矢保利の館指定管理)
- No. 2 一般社団法人信濃町振興局（出捐・補助金）

第 4 監査の実施方法

監査対象団体に出向き、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

第 5 監査の結果

監査を実施した 2 団体において、指摘事項等はありませんでした。

また、所管課についても、指摘事項等はありませんでした。なお、監査委員の意見 1 件を添えました。

「監査対象団体ごとの監査結果」、「所管課に対する指摘事項等」は、次ページ以下のとおりです

監査対象団体ごとの監査結果

監査団体名	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社			No. 1
団体所在地	東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3			
監査年月日	平成28年10月24日	所管課	産業観光課	
団体の概要	代表者	代表取締役 関口 昌太郎		
	設立年月日	昭和61年11月1日	資本金等	純資産 1,733,607,000円
	主な事業の内容	1 学校、病院、寮、社会福祉施設等の給食業務の請負、並びに図書館、宿泊施設、観光施設等の管理運営業務の請負及び一般労働派遣業 2 公官庁、民間企業の役員車及び送迎バス等、車両の運行から保守管理、補償に至るまでの業務の請負		
	平成27年度 決算状況	経常収益 20,939,796,000円 経常費用 20,286,147,000円	当期純利益 362,408,000円	
監査対象事項	指定管理 信濃町矢保利の館管理運営業務 平成27年度収支 △287,547円 (収入合計 607,088円 支出合計 894,635円)			
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			
意見	少ない予算の中で、そば打ち体験の企画、他団体の連携によるホームページを活用した誘客宣伝等に取り組みられていることを、評価します。			

監査団体名	一般社団法人信濃町振興局			No. 2
団体所在地	長野県上水内郡信濃町大字柏原 2692 番地 12			
監査年月日	平成 28 年 12 月 22 日	所管課	産業観光課	
団体の概要	代 表 者	代表理事 間瀬 一朗		
	設立年月日	平成 26 年 10 月 23 日	資本金等	正味財産 4,159,166 円
	主 な 事 業 の 内 容	1 自然環境及び歴史的文化の維持向上に関する調査研究		
		2 鉄道の旅客運送事業の駅業務受託並びに駅周辺の活性化を図る事業		
		3 観光案内施設等の管理・運営		
		4 フィルムコミッション等に関する事業		
		5 特産品等の宣伝及び販売ルートの拡大		
平成 27 年度 決 算 状 況		経常収益 29,124,906 円 経常費用 24,972,281 円	当期正味財産増加額 4,146,084 円	
監 査 対 象 事 項	1 出捐金 入会金 2,000,000 円 (町出捐割合 61.2%) 2 補助金 1,695,000 円 信濃町振興局臨時職員雇用事業補助金 1,445,000 円 フィルムコミッション事業補助金 250,000 円			
監 査 結 果	指摘事項等はありませんでした。			
意 見	<p>主要事業である、しなの鉄道株式会社からの黒姫駅業務受託事業のほか、フィルムコミッション事業等に積極的に取り組まれていることを評価します。</p> <p>今後更に会員数の拡大を図り、信濃町の産業の活性化及び交流人口の増加等に寄与されることを期待します。</p>			

所管課に対する指摘事項等

産業観光課

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

指摘事項等はありませんでした。

【意見】

指定管理料について

町は、矢保利の館の管理を指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に委任しています。

管理業務の範囲は、信濃町矢保利の館管理に関する基本協定第7条に規定され、更に業務の詳細については、信濃町矢保利の館指定管理者募集要項に定められており、指定管理者には、施設の管理運営のほか集客力の向上まで求めています。

しかし、指定管理料がない中、平成27年度の収入は、そば打ち体験料ほかで607,088円、収支は赤字決算となっています。

町は、平成28年度から、附属施設設備である広場の維持管理経費として、年額216,000円の指定管理料を支払うこととしていますが、上記の基本協定及び募集要項に定める業務を遂行する費用としては不十分と言わざるを得ません。

このため、指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は、管理責任者を同社が指定管理者として町から別に委任されている「ふれあい広場しなの」の職員と兼務させており、事業実績も同社が町の指定管理に応募した際の事業計画書とは大きな開きがあります。

以上のことから、町は矢保利の館の運営について、指定管理者に対し、募集要項3に規定する施設の設置目的及び管理運営方針に従った管理を求めるのであれば、相応の指定管理料を支払う必要があるものと考えます。

一般社団法人信濃町振興局

指摘事項等はありませんでした。